

平成26年第5回 飯塚市議会会議録第5号

平成26年12月12日（金曜日） 午前10時01分開議

○議事日程

日程第16日 12月12日（金曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 85号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）
（総務委員会）
- 2 議案第 86号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（厚生委員会）
- 3 議案第 87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（厚生委員会）
- 4 議案第 88号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（厚生委員会）
- 5 議案第 89号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算
（第1号）
（経済建設委員会）
- 6 議案第 90号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算
（第3号）
（経済建設委員会）
- 7 議案第 91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）
（厚生委員会）
- 8 議案第 92号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
（経済建設委員会）
- 9 議案第 93号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算
（第1号）
（経済建設委員会）
- 10 議案第 94号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
（経済建設委員会）
- 11 議案第 95号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算
（第1号）
（経済建設委員会）
- 12 議案第 96号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
（市民文教委員会）
- 13 議案第 97号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
（経済建設委員会）
- 14 議案第 98号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算
（第1号）
（経済建設委員会）

- 15 議案第 99号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 16 議案第100号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)
(厚生委員会)
- 17 議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 18 議案第102号 飯塚市福祉事務所条例等の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 19 議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例
(厚生委員会)
- 20 議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
(厚生委員会)
- 21 議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例
(厚生委員会)
- 22 議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例
(厚生委員会)
- 23 議案第107号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 24 議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例
(厚生委員会)
- 25 議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例
(厚生委員会)
- 26 議案第110号 飯塚市筑穂老人福祉センター条例を廃止する条例
(厚生委員会)
- 27 議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例
(厚生委員会)
- 28 議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に
関する条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 29 議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例
(厚生委員会)
- 30 議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 31 議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 32 議案第116号 財産の譲渡(下勢田自治公民館建物)
(総務委員会)
- 33 議案第117号 財産の譲渡(牧野自治公民館建物)
(総務委員会)
- 34 議案第118号 財産の譲渡(鹿毛馬中自治公民館建物)
(総務委員会)
- 35 議案第119号 財産の譲渡(小峠西自治公民館建物)
(総務委員会)
- 36 議案第120号 財産の譲渡(明治1自治公民館建物)
(総務委員会)
- 37 議案第121号 財産の譲渡(明治2自治公民館建物)

- (総務委員会)
- 38 議案第 1 2 2 号 財産の譲渡(東勢田 2 自治公民館建物)
(総務委員会)
- 39 議案第 1 2 3 号 財産の譲渡(東勢田 3 自治公民館建物)
(総務委員会)
- 40 議案第 1 2 4 号 財産の譲渡(東佐與自治公民館建物)
(総務委員会)
- 41 議案第 1 2 5 号 財産の譲渡(西佐與自治公民館建物)
(総務委員会)
- 42 議案第 1 2 6 号 財産の譲渡(鯉田東区自治公民館建物)
(総務委員会)
- 43 議案第 1 2 7 号 財産の譲渡(口原自治公民館建物)
(総務委員会)
- 44 議案第 1 2 8 号 財産の譲渡(木浦岐自治公民館建物)
(総務委員会)
- 45 議案第 1 2 9 号 財産の譲渡(東勢田 1 自治公民館建物)
(総務委員会)
- 46 議案第 1 3 0 号 財産の譲渡(石丸団地 3 自治公民館建物)
(総務委員会)
- 47 議案第 1 3 1 号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)
(市民文教委員会)
- 48 議案第 1 3 2 号 市道路線の認定
(経済建設委員会)
- 49 議案第 1 3 3 号 専決処分の承認(平成 2 6 年度飯塚市一般会計補正予算
(第 5 号))
(総務委員会)

第 3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 1 3 4 号 平成 2 6 年度飯塚市一般会計補正予算(第 7 号)
(総務委員会)
- 2 議案第 1 3 5 号 平成 2 6 年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
(総務委員会)
- 3 議案第 1 3 6 号 平成 2 6 年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
(総務委員会)
- 4 議案第 1 3 7 号 平成 2 6 年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
(総務委員会)
- 5 議案第 1 3 8 号 平成 2 6 年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算
(第 2 号)
(総務委員会)
- 6 議案第 1 3 9 号 平成 2 6 年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第 2 号)
(総務委員会)
- 7 議案第 1 4 0 号 平成 2 6 年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第 4 号)
(総務委員会)
- 8 議案第 1 4 1 号 平成 2 6 年度飯塚市水道事業会計補正予算(第 2 号)
(総務委員会)
- 9 議案第 1 4 2 号 平成 2 6 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算
(第 2 号)
(総務委員会)

- 10 議案第143号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
（総務委員会）
- 11 議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（総務委員会）
- 12 議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
（市民文教委員会）
- 13 議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
（厚生委員会）

第4 請願の委員会付託

- 1 請願第15号 新庁舎建設の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願
（庁舎建設特別委員会）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（道祖 満）

おはようございます。これより本会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。6番 平山 悟議員に発言を許します。6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

きょうは12月議会最後の一般質問になります。最後までよろしく申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。安全・安心なまちづくりについて質問させていただきます。飯塚市が掲げる「交流を生み出す安全・安心のまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、本市ではさまざまな施策を行っておられます。その中で、防犯対策及び災害対策について質問をさせていただきます。

まず防犯についてですが、飯塚市では平成26年度中に発生した強盗事件が11月末現在で既に10件を超えている状況は、皆さんご承知のことと思います。その10件のうち8件が路上強盗で占めているとのこと。そして、この路上強盗で共通するのは、人通りが少なく暗い場所で発生しているとの新聞報道であります。このような路上強盗対策について、飯塚市ではどのような対策をとられているか。

また防災対策については、近年の異常気象等による大規模災害、特に風水害による浸水被害、土砂災害が各地で発生しており、災害救助法の適用を受ける都道府県は7府県にも上ります。このうち特に広島市で発生した土砂災害の例で言いますと、人的被害100名以上、建物被害500件以上の被害状況であるとのこと。飯塚市では、浸水対策については調整池の設置をはじめ、さまざまな取り組みが進められていますが、土砂災害についてはどのように対応しておられるのかも含め、質問を行います。

それでは防犯対策、その中で防犯灯についてお尋ねします。防犯灯事業は、合併前においてはそれぞれの市町で事業の内容がいろいろあったかと思えます。それで、合併前からを含み、現在に至るまでの防犯灯事業の経緯についてお答えください。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

飯塚市では、1市4町合併前には市が管理するもの、自治会等の地域が管理するものなど、約12,000本のさまざまな位置づけの防犯灯が混在しておりました。合併後の平成

20年度に各自治会と調整を行いまして、原則、自治会等の地域が設置及び管理を行うこととし、自治会境や住家がないなど自治会が管理しにくい場所であり、通学路等の児童生徒の安全を確保する必要がある場合は市が管理を行うとの取り決めを行いました。その後、平成25年度に、自治会における防犯灯に係る管理経費の削減、CO2の削減、明るく安全で安心まちづくりを目的として、市内防犯灯のLED化を推進し、リース期間を10年間とした、既存の防犯灯の取りかえ事業を実施し、現在その事業の継続を行っているところでございます。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

平成25年度から実施されてあるLED化の推進及びそのリース事業について、費用負担はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

LED防犯灯リース事業につきましては、事業開始前に市が管理していた防犯灯及び自治会が管理していた防犯灯を合わせまして全て市の負担でリース契約を行い、自治会管理の分については各自治会より一部負担をいただいております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

では、このリース事業を行ったことによって、自治会の費用負担はどのくらい減りましたか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

LED防犯灯に変更することによりまして、電気料金及び修繕料の削減となります。この費用につきましては、電気料金及び修繕料を合わせまして、概算でございますが1灯当たり年間で約2,400円の費用削減となります。反対に平成25年度のLED化事業については、各自治会から1灯当たり3,000円の負担をいただくこととしておりますが、リース期間は10年間であることから1年当たりの負担額に換算いたしますと、年間300円の負担となります。それぞれの費用額を差し引きますと、1灯当たり年間2,100円の削減額となります。この削減単価に自治会が管理しております灯数を乗じますと、各自治会の削減額になることとなります。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

防犯灯をLEDにされたことによって、非常に明るくなったとの声を聞きます。逆に、明るくなったことによって、それまで防犯灯が設置されていない場所が今度は逆に非常に暗く感じられます。このようなことを改善する場合に、各地域から新しく防犯灯を設置してくれとの要望がいろいろあると思いますが、どうですか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

防犯灯の新規設置の要望につきましては、これまで以前と同等の要望の相談をお受けいた

しております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

約七、八十件はあると思うんですが、では新規設置する場合には、その設置者は誰になりますか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

先ほどの答弁で、本市では合併後自治会等の地域が設置及び管理を行うこととし、自治会境や住家がないなど自治会が管理しにくい場所であり、通学路等の児童生徒の安全を確保する必要がある場合については市が管理を行うこととしており、現在においてもその原則は変わりません。

しかし、新たに設置する防犯灯とリース事業で継続して設置しております防犯灯が混在することになります。よって、管理が複雑、困難となることが予想されます。

そこで平成26年度以降、新たに防犯灯を設置する場合につきましては、市が別途リース契約を行い、自治会が管理する必要がある場所については各自治会より設置費用の一部について負担をいただき、新たな防犯灯の設置を行う事業を新規に実施しております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

自治会が設置する必要がある場合の新設防犯灯については自治会から一部負担をいただき、市がリース事業で設置するとのことですが、その費用負担について、今までと比較して自治会の負担は軽減されているのでしょうか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

防犯灯を新規に設置する場合は、大きく分けて2つの方法がございます。1つは、九電柱やNTT柱を利用いたします、いわゆる共架柱に設置する場合でございます。もう一つの方法は、共架柱がない場合に防犯灯設置用の柱、いわゆる鋼管柱に設置をする場合でございます。この場合、鋼管柱の設置については自治会での設置が必要となります。この2つの方法について、いずれも平成25年度以前からの一部補助金を除いた額と同程度程度の負担をお願いすることとしており、新設防犯灯の自治会の費用負担については増減がございません。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

それでは、今の答弁の中で、共架柱がない場合の鋼管柱等の設置について、設置者は誰になりますか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

鋼管柱等の設置が必要な場合においても、防犯灯同様、自治会等の地域が設置及び管理を行うこととし、自治会境や住家がないなど自治会が管理しにくい場所であり、通学路等の児童生徒の安全を確保する必要がある場合においては、市が設置及び管理を行うこととしております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

いま答弁をいただいた中で、自治会が鋼管柱を設置する場合ですが、その鋼管柱設置に対する費用負担の補助はどう考えられておりますか。あるのかないのか、答弁をお願いいたします。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

鋼管柱の設置に対する費用負担の補助につきましては、基本的にはございません。しかし、防犯灯を設置する場合、どうしても鋼管柱等の建柱が必要になる場合については、共架柱に防犯灯を設置する場合より市に対しての一部負担金の額を1灯当たり1万円削減して負担していただくこととしており、この差額を鋼管柱の設置費用に対する自治会への補助と考えております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

いま鋼管柱の設置が必要な場合には、共架柱に防犯灯を設置する場合の負担額より自治会の負担が1万円ほど削減されるとのことでしたが、一般的な鋼管柱の設置は1つ四、五万円ほどかかると、地域の方からお聞きしております。新しく防犯灯を設置するため鋼管柱まで設置しなければならない場合、一部負担額の削減、もしくは鋼管柱設置に対する補助金の交付等を行う考えはありませんか。お答えください。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

現在のところ、一部負担金の変更及び鋼管柱の設置に対する補助金の交付を行う予定はございません。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

そこを、冒頭にも言いましたが、飯塚市ではことしに入って10件の強盗事件、うち8件が、人通りが少なく暗い場所で路上強盗が発生しています。そういう暗くて危険な場所を明るくするため自治会が費用負担をし、鋼管柱を設置してでも解消しようとしているのに、市がその協力を惜しむというのは市民の安全・安心を守る行政の立場からしていかがなものかと思えます。地域による防犯灯事業に係る鋼管柱の設置に対して、補助金の交付等を早急に取り組むべきではないかと考えます。これからは柔軟な対応をするように要望します。

それでは、次に移ります。昨年度から実施されてある防犯灯のLEDリース事業は10年間の実施を行うこととされていますが、その後この事業はどのようなになるのか、市の考えをお聞かせいただきます。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

質問者が言われますように、防犯灯のLEDリース事業は10年間でございまして、その後市がリース事業者より譲渡を受ける形となります。LED防犯灯の耐用年数は平均14年間と言われておりまして、いずれは取りかえが必要になると考えております。その場合に、

現行のLED事業を継続するのか、新たな技術を含め他の事業を始めるのかは、現在の時点では確定しておりません。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

それではですね、仮にLED事業を継続し10年後に防犯灯を取りかえるとして、今回のように自治会からの負担は考えられておりますか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

その時点での経済状況、地域の状況及び市の財政状況等、さまざまな要素を検討いたしまして、状況を見て判断することとなりますが、今のところ何かしらの一部の負担は必要と考えております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

現在実施されてありますLED事業は、自治会の負担を減らし地域を明るく、犯罪抑制に対して大いに効果があると評価しています。将来的に飯塚市でも重篤な高齢化を迎え、自治会を脱退する方がふえてくると予想されます。自治会自体が存続できないような状況になりつつあるのではと、危惧しております。そのとき地域の負担は地域でと言われても、現実にはできない状況に進んでいることを考慮に入れて対応を行っていただくよう要望し、次の質問に移ります。

冒頭で申し上げました、広島土砂災害に関連して質問をさせていただきます。広島大雨災害でも話にあった、土砂災害警戒区域についてお尋ねします。この土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域について、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

土砂災害には、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの、3つの発生原因がございます。この中で、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害警戒区域と言い、この警戒区域の中でさらに建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域といたしまして、特別警戒区域となります。この区域の指定は福岡県が行っており、飯塚市内における指定箇所につきましては全体でございますが、急傾斜地の崩壊地区では警戒区域677カ所、うち特別警戒621カ所。土石流地区では警戒区域257カ所、うち特別警戒232カ所。地滑り地区では警戒区域7カ所、うち特別警戒は0カ所。合計、警戒区域941カ所、うち特別警戒853カ所となっております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

そのうち、穎田地区はどのくらいありますか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

穎田地区では、急傾斜地の崩壊地区では警戒区域92カ所、うち特別警戒84カ所。土石

流地区では警戒区域17カ所、うち特別警戒17カ所。地滑り地区では警戒区域は0カ所。合計、警戒区域109カ所、うち特別警戒101カ所となっております。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

特別警戒区域は建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域とありましたが、具体的に住民にとっての何か大きな違いはありますか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

特別警戒区域では建物に損壊が生じて住民の生命等を脅かすおそれがあるため、その改善策を含む建築物への構造規制等が生じます。相違点においては、大きく分けて3点ございます。1点目は、宅地開発や災害時要援護者関連施設のための開発に関して一定の許可が必要となります。2点目は、新築や増改築を行う場合に一定の構造規制がかかります。3点目は、その場所が著しく危険な場合は県知事が移転勧告を行うことがあります。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

いま答弁のあった、新築や改築等を行う場合に構造規制等がかかるということですが、その増加した費用については、補助制度などはありますか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

補助の制度はございません。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

それではですね、特別警戒区域の指定を解除するためにはどのような方法があるのですか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

土砂災害警戒区域等の指定に関しましては県が行うこととなっておりますが、指定に関しては土地の形状が一定の基準を超過した場合に指定となるため、指定の解除についても土地の形状が一定の基準未満になれば指定の解除は可能かと思われま。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番（平山 悟）

ではですね、一定の基準を解除するためにはどのような方法がありますか。

○議長（道祖 満）

防災安全課長。

○防災安全課長（岩倉政之）

指定の解除について過去の例を見ますと、そのほとんどが砂防工事や傾斜角度の変更工事などの施工がなされてあります。

○議長（道祖 満）

6番 平山 悟議員。

○6番(平山 悟)

その工事の施工は行政が行ってくれますか。

○議長(道祖 満)

防災安全課長。

○防災安全課長(岩倉政之)

工事の施工につきましては、基本的に土地の所有者が行うこととなっております。

○議長(道祖 満)

6番 平山 悟議員。

○6番(平山 悟)

基本的といいますのは、例外もあるわけですか。

○議長(道祖 満)

防災安全課長。

○防災安全課長(岩倉政之)

本来、その土地の所有者や被害を受けるおそれのある人が防災工事を行うことが原則でございますが、土砂災害警戒区域などの場所で急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律等に規定しております、一定の基準を超える多くの住宅が被害にあい、技術的・経済的な面で所有者等が自ら行うことが困難であったり、不適當な場合に限り、行政が崩壊防止工事を行うことがございます。

○議長(道祖 満)

6番 平山 悟議員。

○6番(平山 悟)

一定の基準を超える多くの住宅に満たない場合は、行政による措置は行わないのですか。

○議長(道祖 満)

防災安全課長。

○防災安全課長(岩倉政之)

その他の事業は行っておりません。また、飯塚市においても現在のところ、同様の保全工事は実施しておりません。

○議長(道祖 満)

6番 平山 悟議員。

○6番(平山 悟)

先ほどの答弁は、急傾斜地崩壊防止工事と言われるものであると思いますが、そこまでの保全区域工事でなくても、少しでも、土砂災害を防げる施工ができないかと思いますが、その見解についてお答えください。

○議長(道祖 満)

防災安全課長。

○防災安全課長(岩倉政之)

他市では、土地所有者に対して補助金を交付してその改善を行っている自治体もございませぬので、その検討も含めながら関係各課と協議を行っていきたいかと考えております。

○議長(道祖 満)

6番 平山 悟議員。

○6番(平山 悟)

土砂災害の防止についてはですね、自助、共助、公助で、まずは避難と行政は言われております。また危険箇所が、900カ所以上もあるので対応が難しいと言われてますが、行政は住民を避難させるだけで何もしないのかという、市民の声が多々あります。また、危険箇所

の上部に、市所有の山がある場合があります。そこではですね、上部で雨水がたまり、一気に水が流れ出る地域もあります。それが主な起因として土砂災害が発生し、下部の住宅が被害を受ける地域もあると考えられます。市の対応不足で大切な市民の生命、身体及び財産が失われることのないよう、これらの点をしっかりと認識し、安全・安心なまちづくりを目指していきよう、取り組んでいただきますよう強く要望して、今回の質問は終わります。

○議長（道祖 満）

以上を持ちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（道祖 満）

本会議を再開いたします。

「議案第85号」を議題といたします。

7番 宮嶋つや子議員の質疑を許します。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

補正予算書の9ページ繰り越し明許費補正についてです。土木費、2の道路橋りょう費ということで愛宕2号線、愛宕踏切の改良事業についてお尋ねします。そもそもこの踏切改良工事の事業の目的をお尋ねします。

○議長（道祖 満）

土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

本線愛宕2号線は愛宕団地と新飯塚鯉田線を結ぶ地区住民の生活道路となっております。踏切を挟んだ東側、愛宕団地側及び西側につきましては、歩道の設置、及び道路の車道の拡幅がなされておりますが、JR福北ゆたか線の愛宕踏切の部分のみ、約60メートル間が狭小となったままでございます。現状としまして危険な状態が続いており、地元からの要望により、平成9年からJRと設計協議を開始いたしまして実施に向け、国、県と協議を重ねてまいりました。この度、踏切の拡幅にかかる国からの補助金のめどがつかまりましたことから、踏切部分の歩道の設置を含む車道の拡幅工事を計画しているものでございます。

○議長（道祖 満）

7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

狭くて、危険だからということで地元から要望が出て、平成9年から協議をしているということですが、この間もう15年以上が経過していることにはなりますが、この危険な状態が続いているとしながら今まで進んでいなかったということにはなりますが、今の事業計画についてお尋ねします。

○議長（道祖 満）

土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

本事業は平成26年度当初予算にて社会資本整備交付金を活用し実施するものでございます。事業計画につきましては、計画工事長が60メートル、踏切部分で、車道幅員5.5メートル、片側歩道幅員2.5メートルを計画しております。

○議長（道祖 満）

7番 宮嶋つや子議員。

○7番 (宮嶋つや子)

やっと予算がついて動き出したというような状況みたいですが、現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長 (道祖 満)

土木建設課長。

○土木建設課長 (今井 一)

本事業はJR軌道敷きを含む工事となりJRとの協議が不可欠となることから、平成24年度より実施に向け協議を重ねてきております。この協議により計画当初は、踏切を挟む市道部分のみの拡幅を平成25年度に拡幅することとしておりましたが、工事による交通規制が2カ年にわたることで、地元の住民の方々に長期間のご迷惑をかけるなどから再検討を行い、平成26年度に踏み切り部分と同時に施工することとしておりました。進捗状況につきましては市道部分の工事につきましては、12月5日に工事の告示を行い、12月16日に入札の運びとなっております。年内には、市道部分の拡幅工事の業者と契約を行い工事に着手いたします。また、踏切部分の工事につきましては、11月27日付でJRとの実施協定を締結いたしましたので、用地買収等含めJR側も順次着手してまいります。

○議長 (道祖 満)

7番 宮嶋つや子議員。

○7番 (宮嶋つや子)

市単独の事業じゃないということで、いろんな折衝ごととか、遅れている原因はあるようですがでも8月にも着工というふうに言われてきたものが、随分と遅れているんですが、この遅れている要因をお尋ねします。

○議長 (道祖 満)

土木建設課長。

○土木建設課長 (今井 一)

本工事は、年度当初よりJRと協議を進めてまいりましたが、年度内完了が見込めなくなったということから、本事業を繰り越すものでございます。工事の着手が遅れております大きな要因が2つございます。1つ目は先ほどもご答弁いたしましたとおり、踏切部分の工事をJRに委託することからJR踏切部分の施工業者の手配がつかないことが大きな要因でございます。また2つ目はこの工事で交換しなくてはならないレールの製作に、東日本大震災や全国的な豪雨災害等で災害復旧へのレールの需要が多く、本現場への納入が間に合わないために着手が遅れているということが要因でございます。

○議長 (道祖 満)

7番 宮嶋つや子議員。

○7番 (宮嶋つや子)

遅れる要因はいろいろあるようですがでも、やっぱり危険な状態が続いているということでは、住民の安全確保するためにもJRとの交渉とかもいろいろありますでしょうけども、ぜひ早急に進めていただくようお願いして、この質問を終わります。

○議長 (道祖 満)

質疑を終結いたします。本案は総務委員会に付託いたします。

「議案第86号」から「議案第133号」までの48件を一括議題といたします。

本案48件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

議題中、「議案第86号」から「議案第88号」までの3件は、いずれも厚生委員会に、「議案第89号」、及び「議案第90号」、以上2件は、いずれも経済建設委員会に、「議

案第91号」は、厚生委員会に、「議案第92号」から「議案第95号」までの4件は、いずれも経済建設委員会に、「議案第96号」は、市民文教委員会に、「議案第97号」から「議案第99号」までの3件は、いずれも経済建設委員会に、「議案第100号」から「議案第115号」までの16件は、いずれも厚生委員会に、「議案第116号」から「議案第130号」までの15件は、いずれも総務委員会に、「議案第131号」は、市民文教委員会に、「議案第132号」は、経済建設委員会に、「議案第133号」は、総務委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」までの13件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（田中秀哲）

ただいま上程になりました議案のうち、まず予算関連議案の提案理由につきまして、説明させていただきます。なお、今回、企業会計につきましても予算の補正理由が同じであるため、あわせて私のほうから説明させていただきます。

別冊になっております補正予算書をお願いいたします。3ページをお願いいたします。「議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、第1条で、既定の予算総額に35万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を695億2077万6千円とするもので、今回の補正予算につきましては、国家公務員の給与改定が行われたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。

37ページの「議案第135号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から83ページの「議案第140号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）」までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正しようとするものでございます。今回の給与改定により、一般会計・特別会計におきまして人件費総額を7594万3千円、一般会計では6777万8千円の追加をいたしております。一般会計での補正額が35万8千円と少額となっておりますのは、減債基金積立金で財源調整を行っているためでございます。なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

別冊の水道事業会計補正予算（第2号）と記載しています予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「議案第141号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」から21ページの「議案第143号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」までの企業会計につきましては、一般会計と同様の理由により補正しようとするもので、3会計の人件費で632万8千円、それに伴う負担金等で26万7千円の追加をいたしております。なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案についてご説明いたします。議案書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして職員給与の通勤手当、行政職給料表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

13ページをお願いいたします。「議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることとなり、福岡県公立学校職員の常勤講師の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものでございます。

19ページをお願いいたします。「議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額を

改正するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

議題中、「議案第134号」から「議案第144号」までの11件は、いずれも総務委員会に、「議案第145号」は、市民文教委員会に、「議案第146号」は、厚生委員会に、それぞれ付託いたします。

提出されております請願が1件あります。

お諮りいたします。「請願第15号」は、庁舎建設特別委員会に付託いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は庁舎建設特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。明12月13日から12月18日までの6日間は、休会といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明12月13日から12月18日までの6日間は、休会と決定いたしました。なお、この間、ご苦勞とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

午前11時01分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	道祖 満	15番	八 兎 雄 二
3番	吉 田 健 一	16番	守 光 博 正
4番	石 川 正 秀	17番	城 丸 秀 高
5番	江 口 徹	18番	秀 村 長 利
6番	平 山 悟	19番	藤 浦 誠 一
7番	宮 嶋 つや子	21番	田 中 裕 二
8番	永 末 雄 大	22番	田 中 博 文
9番	松 本 友 子	23番	鯉 川 信 二
10番	佐 藤 清 和	24番	岡 部 透
11番	梶 原 健 一	25番	藤 本 孝 一
12番	古 本 俊 克	26番	兼 本 鉄 夫
13番	松 延 隆 俊	27番	森 山 元 昭
14番	上 野 伸 五	28番	坂 平 末 雄

(欠席議員 2名)

2番	瀬 戸 元	20番	明 石 哲 也
----	-------	-----	---------

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 中 村 武 敏

調査担当主査 高 橋 宏 輔

書 記 岩 熊 一 昌

議事係長 斎 藤 浩

書 記 淵 上 憲 隆

書 記 有 吉 英 樹

◎ 説明のため出席した者

市 長 齊 藤 守 史

市民環境部次長 田 中 淳

副 市 長 田 中 秀 哲

都市建設部次長 鬼 丸 力 雄

教 育 長 片 峯 誠

会計管理者 西 敬 由

上下水道事業管理者 梶 原 善 充

防災安全課長 岩 倉 政 之

企画調整部長 田 代 文 男

土木建設課長 今 井 一

総 務 部 長 小 鶴 康 博

財 務 部 長 石 田 慎 二

経 済 部 長 伊 藤 博 仁

市民環境部長 大 草 雅 弘

こども・健康部長 高 倉 孝

福 祉 部 長 金 子 慎 輔

公営競技事業部長 加 藤 俊 彦

都市建設部長 菅 成 徹

上下水道局次長 諫 山 和 敏

教 育 部 長 瓜 生 守

企画調整部情報化担当次長 大 庭 章 司